



商工会



NISSAY

日本生命

# ニッセイの iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称「イデコ」



## iDeCoの活用術

iDeCo (個人型確定拠出年金) では、  
掛金が**全額所得控除**されます。



### 所得控除による税制メリットとは(イメージ)

iDeCo加入前の  
課税所得額

iDeCo掛金額

× 税率 = 税軽減効果

iDeCo加入後の  
課税所得額

※税軽減効果には、復興特別所得税や税額控除等は考慮していません。

ポイント

高所得で**税率の高い方ほど、大きな税軽減効果**があります。

### 拠出時の税制メリット(上限で拠出した場合の、課税所得・掛金額に応じた年間の税軽減額)

※下表の税軽減額は1,000円未満切捨て、住民税は一律10%と仮定し、復興特別所得税や税額控除等は考慮していません。  
※下表記載の内容は2022年1月時点の税制に基づいており、将来税法の改正等により変更される場合があります。

課税所得	所得税・住民税合計税率	掛金上限額の例			
		第2号被保険者			第1号被保険者
		確定給付型の企業年金 <sup>※1</sup> に加入	企業型DCのみに加入	企業型DCや確定給付型の企業年金 <sup>※1</sup> に未加入	自営業
		月額1.2万円	月額2.0万円	月額2.3万円 <sup>※2</sup>	月額6.8万円 *国民年金基金との合算枠
195万円以下	15%	2.1万円	3.6万円	4.1万円	12.2万円
195万円超 330万円以下	20%	2.8万円	4.8万円	5.5万円	16.3万円
330万円超 695万円以下	30%	4.3万円	7.2万円	8.2万円	24.4万円
695万円超 900万円以下	33%	4.7万円	7.9万円	9.1万円	26.9万円
900万円超 1,800万円以下	43%	6.1万円	10.3万円	11.8万円	35.0万円
1,800万円超 4,000万円以下	50%	7.2万円	12.0万円	13.8万円	40.8万円
4,000万円超	55%	7.9万円	13.2万円	15.1万円	44.8万円

※1 確定給付型の企業年金とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済等を指します。

※2 拠出限度額は加入者掛金の額と中小事業主掛金の額の合計で判定(中小事業主掛金の拠出有無については、お勤め先により異なります)。

更に…

**運用中・受取時**にも税制メリットがあります。

**運用益は非課税で再投資**されます

(一般の金融商品は運用益に課税されます)

**受取時、各種控除が適用**されます

(一時金受取は退職所得控除、年金受取は公的年金等控除が適用されます)

2022年1月時点



日本生命保険相互会社

日本-DC-202201-0162-F

# 所得控除による税制メリットの算出

## 給与所得者(会社員の方)の場合

【源泉徴収票のイメージ】

令和●●年分 給与所得の源泉徴収票	
支払元(会社名)	東京都市代田区有楽町1丁目7-1
支払元(個人番号)	123456789012
支払元(氏名)	ショウコウカイ タロウ
支払元(住所)	商工会 太郎
給与・賞与	8,000,000
給与控除の額	① 6,000,000
所得控除の合計額	② 2,280,000
課税所得金額	323,100
社会保険料等の金額	14,000
生命保険料の控除額	120,000
地震保険料の控除額	0
住宅借入金等特別控除の額	0

【課税所得の算出】

①給与所得控除後の金額-②所得控除の額の合計額  
商工会太郎さまの課税所得 **3,720,000円**  
(= ①6,000,000円 - ②2,280,000円)

## 事業所得者(自営業等の方)の場合

【確定申告書Bのイメージ】

令和●●年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B	
現在の住所	東京都千代田区有楽町1丁目7-1
氏名	商工会 次郎
職業	卸売業 商工会商店 商工会次郎 本人
収入金額等	10,000,000
収入控除の額	③ 5,680,000
課税所得金額	4,320,000
配当控除	2,500,000
住宅借入金等特別控除	1,679,000
災害減免額	1,679,000

【課税所得の算出】

③課税される所得金額  
商工会次郎さまの課税所得 **5,680,000円**

前ページの早見表で、商工会太郎さま・商工会次郎さまの所得税・住民税の合計税率は**30%**となります。

上記事例では、いずれもiDeCoに毎月1万円を拠出した場合、  
**税制メリットの金額は年3.6万円**となります。

## iDeCoに加入するまでの流れ

お手続きの流れ



資料請求



加入、移換に必要な書類の記入



記入書類一式の送付

# まずは資料請求!

加入申込書類を含む

より詳しい資料をお渡しします

①インターネットから取寄せ

ニッセイ 個人型

<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/401k/>

②コールセンターから取寄せ

**0120-218656**

\*自動音声のアナウンス後、すぐに[\*9#]をご入力いただくとオペレーターにつながります。  
<オペレーターによるご案内>  
月~金曜日 9:00~20:00 土・日曜日 9:00~17:00 祝日、振替休日、年末年始等を除く。  
\*営業時間は予告なく変更する可能性があります。

資料請求時は申込みコードを入力、またはニッセイ確定拠出年金コールセンターへお伝えください。

申込みコード

S K 0

加入にあたっての留意事項

- \*国民年金保険料を免除もしくは猶予されている方は加入できません。
  - \*iDeCoに加入できる方は、60歳未満の方に限られます。ただし、2022年5月以降、60歳以上であっても、公的年金の受給権を有しない国民年金の第2号被保険者または65歳未満の国民年金の任意加入被保険者であれば加入可能となります。
  - \*企業型DCに加入している場合は、企業型DCの規約でiDeCoへの加入を認めている場合(注)のみiDeCoに加入可能です。2022年10月から勤務先の企業型DC規約の定めにかかわらず、iDeCoへの加入ができるようになります。ただし、マッチング拠出が導入されている場合は、マッチング拠出を利用しない加入者のみiDeCoに加入可能です。
  - (注)企業型DC規約において、マッチング拠出を規定している場合、iDeCoへの加入を併用することはできません。
  - \*2024年12月から企業年金等(※)に加入している方の拠出限度額の計算方法が変わります。掛金拠出ができなくなる場合もありますので詳細は以下のURLまたは右の2次元コードよりアクセスし、スタートガイドとあわせてご確認ください。
  - ※企業年金等とは、企業型DC、確定給付企業年金等。
- <https://www.nissay.co.jp/othersite/dc/kojingata/hajimetenavi/index.html>

